

○趣旨

各相談事業所では、相談の中で生活物品（家電・衣類・家具等）の不足の課題に直面することが多々ある。また、地域からは「今の生活には不要であるが、まだ使えるのもつたいない」等の声もある。そのため、地域の困りごとを解決するため、地域住民と事業所を結びつけるネットワークを検討するにあたり、パイロット事業として実施する。

○実施期間

平成28年12月1日（木）～12月28日（水）

○対象者

原則、経済的に困窮し、生活に支障が生じている方

○提供物品

生活物品（家電・衣類・家具等）

○提供依頼先

地区福祉委員会（民生委員、福祉推進委員）、各相談事業所、市福祉部各課、
こども・健康部各課

○物品提供情報を送信する事業所

高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業所、権利擁護支援センター、
家庭児童相談室、福祉センター総合相談窓口

○物品提供から引き渡しの流れ

- ①提供者は、提供物品の詳細（種類・大まかな使用年数・大きさ・保管期限）と写真を事務局までメールまたは郵送する。
- ②事務局は、物品提供情報が事務局に入る度に、物品提供情報を送信する事業所に対して、データを一斉送信する。
※事務局では保管スペースはなく、物品を預からないため、提供者が保管期限まで保管し、期限後は提供者が処分する。
※壊れてなく、使用できるものを提供する。
※保管期限は一週間以上を目途とする。
- ③経済的困窮者より生活物品の依頼を受けた、提供を希望する事業所が、事務局へ必要物品や必要な理由などを事務局に連絡する。
- ④提供を希望する事業所から、連絡を受けた事務局は、提供を希望する事業所へ、提供者の連絡先を伝える。
- ⑤提供を希望する事業所から提供者に連絡し、日程調整後、提供者宅に物品を確認に行き、マッチングすれば、提供を希望する事業所職員が提供者から引き取る。（原則、当事者は受取時に同席しない）
- ⑥引き渡し情報を提供を希望する事業所から事務局へ連絡する。
- ⑦引き渡し完了情報を物品提供情報を送信する事業所へ一斉送信する。
※引き渡し時には、一切の金銭のやり取りを行わない。
※引き渡し後の提供者や事務局への苦情は受け付けない。提供を希望する事業所はその点を同意する。提供を希望する事業者から当事者へもその点を伝える。

○事務局

地域ケアシステム検討委員会の事務局である社会福祉協議会が事務局を担う

